

- 1 会議名 議会基本条検証特別委員会
- 2 日時 平成29年3月28日(火)
開会 午前10時 閉会 午前11時46分
- 3 場所 第3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席者 議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤 顕
- 6 委員長あいさつ
- 7 協議事項

(1) 会議規則第54条(質疑の回数)について

梅村副委員長(議会運営委員会委員長):資料に基づき説明

木村委員:経過を正確にしたほうがよい。本会議が一問一答形式に変わったときに、ひとつの議案に対して、質疑内容が変われば2、3回の質問を繰り返すことができ、議論を深めていけると理解している。議運の議論のなかで、規定までは変えずに運用していくということで整理したはずだ。

梅村副委員長(議会運営委員会委員長):会議規則の規定は運用に合わせて改正したほうがよいのでは。規定が変わっていなければ執行機関側も分かりづらい。

宮川委員:人が変わっても規定を理解・統一できるよう改正は必要かと思う。

黒川委員:質疑は申し合わせで3回となっていた。4回目は議長に発言を求めるといふことでどうか。大切なのは議論が深堀されることだ。

塚本委員:新規制定の条例は一条ごとに質疑があってもおかしくない。

梅村副委員長(議会運営委員会委員長):同一質疑の捉え方も共通理解が必要である。ひとつの文章、ひとつの規定ごとに質疑3回と決めるのか。同じ質問の繰り返しは執行機関からの回答が繰り返されることになるので、そこで判断できるが、そこは議長の判断で制するというところでどうか。

塚本委員:答弁内容がおかしい場合は質疑が続くと考えられるが。

梅村副委員長(議会運営委員会委員長):議会からの質疑に対して執行機関側が答えになっていない場合も議長判断に委ねることになる。第54条は「質疑は、同一の議員につき、同一の質疑内容について3回を超えることができない。」という改正でどうか。

各委員:異議なし

梅村副委員長(議会運営委員会委員長):そのように改正する。

(2) 議会基本条例の検証について

相原委員長:資料に基づき説明

大野委員:一条ずつは時間がかかる。議会基本条例推進協議会会長から総括が提出されているので、その課題を中心に検討してはどうか。

木村委員:検証シートも配布されているので、一条ずつでもさほど時間はかからないと考える。

塚本委員:昨年はどうであったか。昨年の検証シートはあるか。

堀委員:検証シートを見ていくと、議会基本条例推進協議会からの総括も盛り込まれている。一条ずつでどうか。

相原委員長:一条ずつ検証を行うこととする。

(第4条)

木村委員:(1)中の「将来」というのはいかなものか。「次期」ではないか。

各委員：異議なし。

木村委員：(2)中の「町」が抜けている。

相原委員長：(3)中の規則名を正式名称にして、3月及び9月定例会の会期の改正部分を具体的に記入する。

堀委員：公共施設再配置に関しては第13条ではないか。

相原委員長：第13条に移す。

堀委員：(4)の継続課題は何か。(4)は、傍聴意欲が高まるように工夫した議会運営なので、議事録以降は違う条に持っていく必要がある。

木村議員：それは、第22条ではないか。

堀委員：第22条でもないと思う。

相原委員長：保留して次へいく。

(第5条)

黒川委員：(1)中の「議員相互間の自由な討議を経て、」に改めてはどうか。

堀委員：「附帯決議を付した。」ではないか。

梅村副委員長：駐車場の件についても入れてはどうか。

堀委員：具体的な案件内容を記載すべきではないか。

黒川委員：3月議会で議案を継続審査とした旨を記載すべきある。

木村委員：継続審査後の6月議会で、その議案は否決となった。

梅村副委員長：議案は否決となったが、その後、総務・産業建設常任委員会の閉会中の継続審査となったことは記載すべきと思い発言した。

相原委員長：(1)に駐車場有料化、放課後児童クラブ及び防犯カメラの件については、記載内容を整理して記載する。

(第6条)

木村委員：他市議会からの行政視察についての記載が必要と考えるがどうか。

相原委員長：第8条に記載しているので、第6条へ移す。

(第7条)

宮川委員：議会事務局においては検索可能となったわけで、市民目線からすると誤解を招く表記である。

相原委員長：「議会事務局において検索可能となった」と表現を変える。

堀委員：目録を議会ホームページに載せたらどうか。表記は「書籍のデータ化を行い、検索可能とした。」ではないか。データに関しては、ホームページで市民に公開しても良いのではないか。

大野委員：現在、議会図書館に関する情報はホームページ上にはない。そこも含めて検討課題である。

相原委員長：課題もあるので、「議会事務局において検索可能とした」と表現する。市民が検索可能とすることはどうするか。

各委員：今後の課題である。

(第8条)

木村委員：以前は会派名が無く、何か所視察したという表記であった。各会派からの視察実施数が必要ではないか。

相原委員長：各会派の視察実施数を記載し、合計で視察を何回実施したという表記とする。

木村委員：国への意見書提出は会派に係ることではない。

塚本委員：代表者会議で取り扱っている。

木村委員：第5条（1）又は第17条第4項ではないか。

相原委員長：第5条（1）に記載する。視察は会派の代表視察先と件数を事務局へ報告する。他市議会からの行政視察は第6条へ移す。

宮川委員：政務活動費以外でも個人的に研修等に参加しているが。

黒川委員：会派での活動である。個人の活動ではない。

堀委員：意見書について第5条に移すにもこのままの表現は良くない。

相原委員長：第5条（1）に列記していく。整理すると第8条は会派の視察及び研修のみが残る。（第9条）

黒川委員：「公開度を上げる」ではなく、具体的に何を公開したかが必要である。

木村委員：「平成28年度からホームページにおいて報告書及び領収書を公開することとした。」という表記でどうか。

相原委員長：「平成28年度分より、ホームページに領収書、報告書を公開することとした。」とする。

黒川委員：公開はホームページのみか。市議会だよりはどうか。

大野委員：5月1日号の市議会だよりに「詳しくはホームページ」と記載すれば良い。

堀委員：公開の手段は様々である。公開をホームページに限定した表記とするのもいかなものか。

木村委員：ホームページに載せるのが今回の主となる公開手法である。

宮川委員：「ホームページでも」という表記でどうか。

相原委員長：「ホームページにおいても」と表記することとする。

（第10条）

各委員：議会報告会については、第1項ではなく、第4項ではないか。

大野委員：ホームページリニューアルに関しては第10条ではないか。

堀委員：「リニューアルした」という表現のみでは弱い。

相原委員長：第10条第1項に「ホームページリニューアルにより情報公開度を高めた。」を、第4項に議会報告会の実施について記載する。

堀委員：第2項については、要綱を制定したことを記載すべきと考える。

相原委員長：第2項は参考人及び公聴会に関する要綱を制定したという「表記」とする。

木村委員：要綱名の「取扱い」の「い」は余分。

大野委員：請願の提出方法のQ&Aを作成した。

梅村副委員長：要綱は検討中で、まだ改正はしていない。

大野委員：請願書等の提出方法をホームページで説明している。

宮川委員：第1項に入れてはどうか。ホームページでの公開に関する事項は第1項にまとめてはどうか。

榎谷委員：請願・陳情に関することは第3項でないか。

堀委員：第3項はホームページ云々のことではない。

木村委員：第3項の請願及び陳情の2、3項目目をまとめたほうがよい。併せて4項目目にも触れる。

請願・陳情の提出方法をわかりやすくし、Q&A を掲載した。千代田区を参考として議論の内容がわかるような回答となるよう検討した。このような内容でどうか。

黒川委員：議会報告会の町名の並び順は時系列順となるよう注意いただきたい。

相原委員長：本日は第1条から第10条まで終了とする。

(3) その他

相原委員長：次回の日程を決めたい。

各委員：意見有り。

相原委員長：次回は4月12日午後1時30分からとする。